

## 顔識別機能付カメラシステムの利用に関する透明性の確保や説明責任のために 事業者に対応を求める事項について

※既存 Q&A 中下線部は事務局にて引いたもの

### I. 利用目的の特定、通知公表等

#### 第 1. 既存 Q&A

Q1-12 店舗等に防犯カメラを設置し、撮影したカメラ画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A1-12 本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。また、個人情報の利用目的をあらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表する必要があります。

具体的には、店舗等に設置した防犯カメラによりカメラ画像を取得し、そこから顔認証データを抽出してこれを防犯目的で利用する場合、本人においてかかる取扱いが行われるとは合理的に予測・想定できないと考えられ、また、顔認証データはマーケティング等他の目的にも利用され得る個人情報であることから、防犯のためにカメラ画像及び顔認証技術を用いた顔認証データの取扱いが行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定し、これをあらかじめ公表又はその取得後速やかに通知・公表する必要があると考えられます。

また、防犯カメラが作動中であることを店舗等の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずる必要があります。さらに、カメラ画像の取得主体、カメラ画像の内容、カメラ画像及び顔認証データの利用目的、問い合わせ先等を本人が確認できるよう、これらを店舗等の入口や設置場所等に明示するか、又は、これらを掲載した WEB サイトの URL 又は QR コード等を示すことが考えられます。

カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

なお、カメラ画像を取得してこれを防犯目的のみに利用し、顔認証データは取り扱わない、従来型の防犯カメラの場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らか」

(法第 21 条第 4 項第 4 号) であることから、利用目的の通知・公表は不要と考えられますが、かかる場合であっても、防犯カメラが作動中であることを店舗等の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずることが望ましいと考えられます。

## 第 2 . 想定される論点

### 1. 駅や空港で顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合の考え方について

- ✓ 駅や空港の場所的性質（顔画像の利用について本人から事前同意を得ることが困難、当該場所の代替手段の提供が困難等）や顔識別機能付きカメラシステムの性質（強い追跡性、利用目的が一見して明確でないこと等）から個人の権利利益を侵害する可能性が高いことに鑑み、顔識別機能付きカメラシステムを利用する必要性と手段の相当性についてどのように考えるか。
- ✓ 不適正利用禁止規定の観点からの検討

### 2. 顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合の利用目的の特定方法

- ✓ カメラで撮影することで取得する個人情報や、照合用データとして取得する個人情報の利用目的について、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか合理的に予測・想定できるために、どのように特定すべきか。
  - 対象犯罪、照合するデータベースの性質、データの処理方法（顔特徴量の抽出等）等

### 3. 利用目的の通知公表義務や適正取得との関係で本人に対し示すべき事項

#### (1) 利用目的その他の事項の通知公表等

- ✓ 公共空間における利用目的その他の事項の通知公表等を行う意義は何か。
- ✓ 通知公表等を行う場所は、どのような場所が考えられるか。カメラの設置場所以外で通知公表等を行うことは考えられるか。
  - セキュリティとの関係でカメラの具体的設置箇所を明らかにすることが難しい場合、通知公表等を行う場所についてどのように考えるか。
- ✓ カメラ近傍や一定区域内等、カメラの設置箇所と通知公表を行う場所との距離関係により、通知公表等する事項にどのような差異が認められ得るか。この点は、カメラシステムの利用目的により異なり得るか。

#### (2) 適正取得

##### ア 撮影態様

- ✓ 利用目的との関係で撮影することが妥当な場所をどのように考えるか。
- ✓ 適正取得との関係で撮影態様（撮影場所・範囲、カメラシステムの性能等）について留意点はあるか。

##### イ 透明性の確保

- ✓ 防犯カメラが作動し撮影を行っていることについてどのように本人に認識させるか。

### 4. 利用目的の通知公表義務の例外について

- ✓ 利用目的の通知公表義務の例外（「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」（法第 21 条第 4 項第 1 号）「事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」（同項第 2 号））該当性の判断における留意点
- ✓ 利用目的の通知・公表義務の例外規定が適用される場合に、代わりに事業者の説明責任や透明性確保のために講ずることが考えられる措置

## 5. 従来型防犯カメラと顔識別システムの関係

- ✓ 撮影自体は従来型防犯カメラで行うが、事後的に録画画像を顔識別システムに入力して特定人物の検出を行う場合の留意点はあるか。
  - 適正取得、利用目的の特定・通知公表等

## II. 登録基準及び登録ルールの在り方、登録基準の公表並びに開示等請求への対応

## 第 1. 既存 Q&amp;A

Q1-15 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入しようとする場合にどのような注意が必要とされますか。

A1-15 本人を判別可能なカメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入して顔認証データを含む個人データを用いようとする場合には、特定された利用目的の達成のために必要最小限の範囲内において顔認証システムへの登録を行い、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

具体的には、各事業者においてどのような基準でデータベースに登録するか社内ルールを設定し、誤登録等を防ぐための適切な措置として、例えば被害届の有無により判断を行うなど客観的に犯罪・迷惑行為が確認されるケース等に限定するとともに、事業者内で責任を有する者により登録の必要性和正確性について確認が行われる体制を整えること等が重要です。

Q5-4 防犯カメラにおけるカメラ画像や顔認証データなどの個人データの保有期間についてはどのように考えれば良いですか。

A5-4 個人情報取扱事業者は法第 22 条に基づき個人データをその利用目的を達成する範囲内において保有することとされており、その保有期間については、利用する必要がある最小限の期間とする必要があります。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保存期間の設定等を行う必要があります。

Q9-13 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証データを登録して保有個人データとした場合には、個人情報保護法に基づきどのように開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等に対応する必要がありますか。

A9-13 防犯目的のために登録された顔認証データ等が保有個人データである場合、法令に基づき開示請求等に適切に対応する必要があります。すなわち、開示請求がなされた場合には、保有個人データの開示義務の例外事由に該当しない限り、開示請求に適切に対応する必要があります。また、訂正等請求や利用停止等の請求が行われた際にも、法令に基づき適切に対応する必要があります。

## 第 2. 想定される論点

### 1. 登録基準

- ✓ 登録基準を検討する際に考慮する事項は何か。「利用目的の達成のために必要最小限の範囲内」(Q1-15) は、どのように検討することが考えられるか。

### 2. 保存期間

- ✓ 保存期間を検討する際に考慮する事項は何か。「利用する必要がある最小限の期間」(Q5-4) は、どのように検討することが考えられるか。

### 3. 登録データの削除

- ✓ 登録データの削除に関し検討しておくこと・整備しておくことは何か。
  - 登録期間満了、期中の登録要件消失、誤登録
- ✓ 適正な登録状況を保つために行うことはあるか。

### 4. 登録基準の公表

- ✓ 登録基準の公表についてどう考えるか（公表の是非、公表する場合の内容、粒度、方法）。
- ✓ 登録基準を公表することによりセキュリティ上の問題が生じる場合の対応についてどう考えるか。
- ✓ 登録基準を公表しない場合の透明性・信頼性確保のための代替措置としてどのようなことが考えられるか。

### 5. 開示等請求

- ✓ 開示等請求への「適切な対応」(Q9-13) の留意点は何か。
- ✓ 開示等請求に応じる手続の公表等（法第 32 条第 1 項第 3 号）を行うに当たり、留意する点はあるか。
- ✓ 開示等請求に応じる義務がない個人情報又は個人データに係る透明性・信頼性確保のための代替措置としてどのようなことが考えられるか。

### III. 捜査機関等に対する個人データの提供（令状、捜査関係事項照会）

#### 第 1. 既存 Q&A

Q7-17 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づき、警察から顧客に関する情報について照会があった場合、顧客本人の同意を得ずに回答してもよいですか。同法第 507 条に基づき、検察官から裁判の執行に関する照会があった場合はどうですか。

A7-17 警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）や、検察官及び裁判官等からの裁判の執行に関する照会（同法第 507 条）に対する回答は、「法令に基づく場合」（法第 27 条第 1 項第 1 号）に該当するため、これらの照会に応じて個人情報を提供する際に本人の同意を得る必要はありません。要配慮個人情報を提供する際も同様です。

なお、これらの照会は、いずれも、捜査や裁判の執行に必要な場合に行われるもので、相手方に回答すべき義務を課すものと解されており、また、上記照会により求められた顧客情報を本人の同意なく回答することが民法上の不法行為を構成することは、通常考えにくいため、これらの照会には、一般に回答をすべきであると考えられます。ただし、本人との間の争いを防止するために、照会に応じ警察等に対し顧客情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官等の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と考えられます。

#### 第 2. 想定される論点

##### 1. 「法令に基づく場合」（令状による提供、捜査関係事項照会など）

- ✓ 顔識別機能付きカメラシステムに関し取得した個人データを「法令に基づく場合」規定に基づき捜査機関等に提供する場合の対応事項として、Q7-17 に記載の事項に加えて、透明性・信頼性確保のために対応が考えられる事項は何か。
  - 対応手順、記録事項。

##### 2. 透明性レポート

- ✓ 捜査関係事項照会等への対応に係る透明性レポートの公表が特に有用であるユースケースは何か。

## IV. 他の民間事業者に対する登録情報の提供（事業者間共有）

### 第 1. 既存 Q&A

Q7-50 防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データ等について、防犯目的の達成に照らして真に必要な範囲内で共同利用をすることは可能ですか。その場合には、どのような点に注意する必要がありますか。

A7-50 一般に個人データを共同利用しようとする場合には、法第 27 条第 5 項第 3 号に基づき、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名をあらかじめ本人に通知又は容易に知りうる状態に置く必要があります。

防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データを共同利用しようとする場合には、共同利用されるカメラ画像・顔認証データ、共同利用する者の範囲を目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられます。防犯目的の達成に照らし、共同利用される個人データを必要な範囲に限定することを確保する観点からは、例えば共同利用するデータベースへの登録条件を整備して犯罪行為や迷惑行為に関わらない者の情報については登録・共有しないことが必要です。

また、共同利用は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することを認める制度です。このため、共同利用する者の範囲は、本人がどの事業者まで現在あるいは将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要があります。

さらに、個人データの開示等の請求及び苦情を受け付けその処理に尽力するとともに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し安全管理等個人データの管理について責任を有する管理責任者を明確に定めて、必要な対応を行うことが求められます。

### 第 2. 想定される論点

#### 1. 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

- ✓ 例外規定に基づき個人データを提供する場合の留意点はあるか。

#### 2. 共同利用

- ✓ 顔画像及び顔特徴量を犯罪予防・安全確保目的で共同利用する範囲についてどのように考えるべきか（地理的、業種的範囲等）。
- ✓ 共同利用により個人データを提供する場合の留意点はあるか。

## V. PIA の実施、外部組織（マルチステークホルダー）の関与

### 第 1. 既存 Q&A

特になし

### 第 2. 想定される論点

#### 1. 公共空間で顔識別機能付きカメラシステムを利用するに当たり、個人情報保護法上求められる事項に加えて、対応が考えられる事項

- ✓ PIA の実施についてどう考えるか（システムの導入目的や規模も踏まえながら）。
- ✓ 外部の第三者により運用状況の検証を受けることについてどう考えるか。また、このような検証を受ける場合、外部の第三者としてどのような者を選定することが考えられるか。
- ✓ 捜査関係事項照会等への対応に係る透明性レポートの公表が特に有用であるユースケースは何か。（再掲）

#### 2. 事業者の透明確保・説明責任の観点から認定個人情報保護団体に期待される取組

#### 3. 国民の理解を得るための周知、情報発信

- ✓ 顔識別機能付きカメラシステムに関わる事業者（ベンダ、ユーザ）、認定個人情報保護団体を含む民間団体、国でそれぞれどのようなことを行うべきか。